

議案第 139 号

つくば市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

つくば市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年つくば市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能となることに伴い、基準日に育児休業を取得している会計年度任用職員についても、勤務した期間がある職員には、勤勉手当を支給できるようにするため、この条例案を提出するものである。

